

電気用品安全法に関する質問について

平成20年10月14日 製品安全課

項目	耐振電球について
1 内容	平成20年7月17日付けで、耐振電球（耐振球）について解釈が示されたが、定格電圧が200Vを超え300V以下の耐振電球が電気用品安全法の対象となるか。
2 回答	当該製品は、電気用品安全法施行令別表第二 九(8)白熱電球に該当するものであり、定格電圧が100V以上300V以下のものについては、電気用品安全法の対象になります。